広報「だざいふ」
消費者コーナー

知っていますか？
クーリング・オフ

クーリング・オフとは

いったん契約をした後でも消費者が冷静に考えることができるよう、**一定期間、条件なしで契約を解除できる制度**です。

クーリング・オフができる取引は法律や約款（やっかん）によって決められおり、訪問販売など、主に**不意打ち的な勧誘で契約した場合**などで適用されます。

自分の意志でお店に行き、その場で契約をする場合や、通信販売はじっくり考えてから決める事ができるので、クーリングオフの対象外です。

クーリング・オフができる取引と期間

※期間は契約書面を受け取った日を1日目と数えます

期　間	特定商取引の内容
8日間	**訪問販売**…キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む
	電話勧誘販売
	特定継続的役務提供…エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師学習塾、パソコン教室、結婚紹介サービス
	訪問購入…業者が自宅などを訪ねて商品を買い取る
20日間	**連鎖販売取引**（いわゆるマルチ商法）
	業務提供誘引販売取引（内職商法）

クーリング・オフの通知方法

期間内に、**はがきかメールなど（電磁的記録）**で契約をやめたい旨を業者へ通知します。はがきの場合は、証拠として両面コピーを取り、特定記録や簡易書留などの記録が残る方法で送ります。

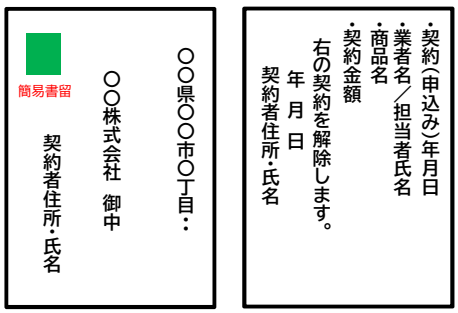

（表面）　（裏面）

クーリング・オフができる取引か不明な場合や、通知方法が分からない場合は、消費生活センターへご相談ください。

太宰府市消費生活センター
☎092-921-2121（内線 348）

【相談日】毎週月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
【時　間】9:30～12:00/13:00～16:00
【相談方法】電話（面談相談も可）※予約不要
【場　所】市役所2階　消費生活相談室